

第 8 新しい都区税財政制度

基本方針

改正法等の趣旨に基づき、特別区の財政運営の自主性・自律性を高めるため、特別区の固有財源の拡充、税財政制度の特例措置の見直し、都区財政調整制度の改正等を行う。

1 固有財源の拡充

- (1) 都から特別区に入湯税を移譲する。（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）新第 735 条及び第 736 条第 2 項）
- (2) 特別区をゴルフ場利用税交付金の交付対象とする。（地方税法新第 103 条）
- (3) 特別区を航空機燃料譲与税の譲与対象とする。（航空機燃料譲与税法（昭和 47 年法律第 13 号）新第 1 条及び第 2 条、旧第 8 条削除）

2 税財政制度の特例措置の見直し

- (1) 法定外普通税に係る改正
特別区が、法定外普通税を新設及び変更する場合における都の同意を廃止する。（地方税法旧第 736 条第 4 項削除）
- (2) 特別区たばこ税に係る改正
都が特別区たばこ税を都たばこ税と併せて賦課徴収する特例を廃止し、特別区が賦課徴収するよう改める。（地方税法旧第 736 条第 5 項及び第 6 項削除）
- (3) 地方債の許可に係る改正
地方分権一括法により、地方債の許可制度が廃止される平成 17 年度までの間、特別区が地方債について許可を受けなければならない場合の許可権者を、自治大臣から都知事に改める。（地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）新第 33 条の 7 第 4 項及び地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）新第 17 条の 3 第 1 項）
- (4) 起債制限に係る改正
前項に規定する年度までの間、特別区が公共施設又は公用施設の建設事業等のために地方債を財源とする場合の起債制限の対象となる都税の範囲を、全ての普通税から調整税（市町村民税法人分、固定資産税）に改める。（地方財政法新第 33 条の 7 第 2 項）

3 都区財政調整制度の改正

- (1) 特別区財政調整交付金の法定化
都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように特別区財政調整交付金を交付する。（地方自治法新第 282 条第 1 項及び第 2 項）

(2) 調整財源の法定化

特別区財政調整交付金の額は市町村民税法人分、固定資産税及び特別土地保有税の収入額に条例で定める割合を乗じた額とする。（地方自治法新第282条第2項）

(3) 総額補てん制度の廃止

都の一般会計からの総額補てんを廃止する。（地方自治法新第282条第2項、地方自治法施行令旧第210条の15第1項削除）

(4) 納付金制度の廃止

基準財政収入額が基準財政需要額を超過する特別区による納付金の納付を廃止する。（地方自治法新第282条第2項、地方自治法施行令旧第210条の10削除）

(5) 都区間配分に関する事項

ア 調整税の配分割合

調整税の配分割合は、特別区52%、都48%とする。

イ 配分割合の変更

配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する。

ウ 移管事業等

(ア) 清掃事業

平成12年度から17年度までの期間の平均所要額を基本に標準算定を行う。

なお、特定の経費については、別途都が直接負担し、又は都から特別区及び一部事務組合に別途交付金を交付することとする。

(イ) その他の移管事業等

所要額を基準財政需要額に算定する。

エ 特例廃止等

(ア) 国民健康保険事業

前々年度の医療費等の実績数値を基に単位費用による標準算定を行う。

現行の特別区国民健康保険交付金を廃止し、府県としての項目補助を行う。

(イ) 事務処理特例制度

条例による事務処理特例制度に移行する現行算定額を基準財政需要額から控除する。

(6) 調整税の減税・減収対策

恒久的な減税の実施に伴う調整税の減収及び年度途中における調整税の減収に対しては、区市町村振興基金を通じて都が区に貸付を行う。償還費は、基準財政需要額に算定する。

(7) 区間配分に関する事項

ア 普通交付金

(ア) 普通交付金の額は、当該特別区の基準財政需要額が基準財政収入額を超える

額（以下「財源不足額」という。）とする。（地方自治法施行令新第210条の12第2項）

- (イ) 各特別区について算定した財源不足額の合算額が普通交付金の総額を超える場合においては、次の算式により算出した額を当該特別区に交付すべき普通交付金の額とする。（地方自治法施行令新第210条の12第2項）

$$\frac{\text{当該特別区の財源不足額} - \text{当該特別区の基準財政需要額}}{\text{財源不足額合計額} - \text{普通交付金の総額}} \times \text{基準財政需要額が基準財政収入額を超える特別区の基準財政需要額の合計額}$$

イ 基準財政収入額

- (ア) ゴルフ場利用税交付金及び航空機燃料譲与税を算定項目に加える。（地方自治法施行令新第210条の12第2項）
(イ) 過去の決算額に基づく標準算定を行う。

ウ 基準財政需要額

- (ア) その他行政費、調整費
その他行政費に調整費を統合する。
(イ) 介護保険関連経費
介護保険制度の実施に伴い、所要額を基準財政需要額に算定し、現行財調で算定している経費のうち、介護保険制度に移行する経費等を控除する。
(ウ) 算定方法の合理化
老人福祉費に係る態容補正の統合等、31項目について算定方法の合理化を図る。

(8) 特別交付金

- ア 大規模な臨時・特例的事業は、普通交付金等に移行させる。
イ 交付金総額に対する特別交付金の割合を、5%から2%に改定する。
ウ 普通交付金の総額が財源不足額の合算額を超える場合においては、当該超過額を当該年度の特別交付金の総額に加算する。（地方自治法施行令新第210条の13）

4 都市計画交付金の見直し

都市計画交付金交付対象事業のうち、筑波移転跡地（公園利用部分）の用地買収事業を都市計画公園整備事業に統合し（平成13年度から実施）、新たに土地区画整理事業及び火葬場整備事業を対象事業とする。

5 その他

平成12年2月10日開催の都区協議会における確認事項については、都区制度改革後に引き続き都区が協議すべき主要課題とする。